

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により **A** の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の規定に違反して無線設備を運用した者は、 **B** の罰金に処する。

A	B
1 無線設備の設置場所	1年以下の懲役又は50万円以下
2 無線設備の設置場所	1年以下の懲役又は100万円以下
3 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	1年以下の懲役又は50万円以下
4 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	1年以下の懲役又は100万円以下

[2] 次の記述は、固定局の再免許の申請の期間について述べたものである。無線局免許手続規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 固定局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 **A** を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が **B** 以内である固定局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。
- ② 免許の有効期間満了前 **C** 以内に免許を与えられた固定局については、①の規定にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

A	B	C
1 3箇月以上6箇月	1年	1箇月
2 3箇月以上6箇月	3年	2箇月
3 1箇月以上3箇月	1年	2箇月
4 1箇月以上3箇月	3年	1箇月

[3] 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 受信設備は、その副次的に発する **A** が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と **B** の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が **C** 以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項から第4項までの規定において別に定めるものについては、その定めによるものとする。

A	B	C
1 電波	利得及び能率	4ナノワット
2 電波	電氣的常数	4ミリワット
3 電波又は高周波電流	電氣的常数	4ナノワット
4 電波又は高周波電流	利得及び能率	4ミリワット

[4] 次に掲げるもののうち、「無人方式の無線設備」の定義として正しいものはどれか。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の操作を全く必要としない無線設備をいう。
- 2 無線従事者が常駐しない場所に設置されている無線設備をいう。
- 3 他の無線局が遠隔操作をすることによって動作する無線設備をいう。
- 4 自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。

[5] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、各記号とその表す内容が適合していないものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式の記号	電波の型式の内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 3 E	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
2	F 2 D	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
3	J 8 E	振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	G 1 C	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	ファクシミリ

[6] 次の記述は、第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者が行うことができる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）の範囲について述べたものである。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 陸上の無線局の空中線電力 以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で 以上の周波数の電波を使用するものの
- ② ①に掲げる操作以外の操作で第二級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの

	A	B	C
1	500ワット	30メガヘルツ	技術操作
2	500ワット	70メガヘルツ	通信操作
3	700ワット	30メガヘルツ	通信操作
4	700ワット	70メガヘルツ	技術操作

[7] 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が 場合において、 を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1	発生した	電気通信業務の通信	災害の救援
2	発生した	有線通信	財貨の保全
3	発生し、又は発生するおそれがある	電気通信業務の通信	財貨の保全
4	発生し、又は発生するおそれがある	有線通信	災害の救援

[8] 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、どうしなければならないか。無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 直ちにその発射を中止しなければならない。
- 2 その通知に対して直ちに応答しなければならない。
- 3 空中線電力を低下して電波を発射しなければならない。
- 4 10秒間を超えて電波を発射しないように注意しなければならない。

[9] 次に掲げるもののうち、総務大臣が無線局の免許人に対して、臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に該当するものはどれか。電波法（第72条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 指定されていない周波数を使用していることを認めるとき。
- 2 運用の停止の命令を受けている無線局を運用していると認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 免許状に記載された通信の相手方又は通信事項の範囲を超えて運用していると認めるとき。

[10] 次の記述は、無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までの内から一つ選べ。

総務大臣は、免許人がこの電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A 以内の期間を定めて B の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 C を制限することができる。

	A	B	C
1	3箇月	無線局の運用	周波数若しくは空中線電力
2	3箇月	電波の発射	電波の型式若しくは周波数
3	1箇月	電波の発射	周波数若しくは空中線電力
4	1箇月	無線局の運用	電波の型式若しくは周波数

[11] 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、総務大臣からどのような処分を受けることがあるか。電波法（第79条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者の免許の取消し
- 2 無線設備の操作の範囲の制限
- 3 無線従事者が業務に従事する無線局の運用の停止
- 4 6箇月以内の期間を定めてその無線通信の業務に従事することの停止

[12] 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、どうしなければならないか。電波法（第21条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 1箇月以内に総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 2 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 速やかに免許状を訂正し、総務大臣にその旨を報告しなければならない。
- 4 免許状を訂正することについて、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。